

千葉県開発審査会提案基準の改正の概要

1. 改正趣旨

- ① 人口減少・高齢化の進行等により、市街化調整区域においては空家や廃校等の空き公共施設が発生し、地域活力の低下、既存コミュニティの維持が困難となる等の課題が生じています。
これに対して、空家となった古民家や空き公共施設等を地域資源として、観光振興等による地域再生や既存コミュニティの維持の取組に活用することが必要となると考えられます。
- ② 市街化調整区域内の農地等との健全な調和を図りつつ、地域資源を活用した農林水産物の直売所や農家レストラン等の施設の立地を認めることで、農林水産業の持続的な発展を図ることが必要であると考えられます。
- ③ 高速自動車国道等の流通の結節点等において地域経済を牽引する工場・物流施設の立地や地場産業の工場を活用した店舗等の立地を認めることで、地域の特性を生かした産業による成長発展が図られるものと考えられます。
- ④ 子育て世代が働きやすい環境整備を図るために、開発許可要件のある主用途に併設される認可外保育施設の立地を認めることが必要であると考えられます。(なお、既に、認可保育施設は都市計画法第34条第1号の規定により立地が認められております。)
- ⑤ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける自己の業務用施設の開発を原則禁止にすることが必要であると考えられます。

2. 改正概要

(1) 改正の視点

地域経済の活性化や雇用機会の創出等を図るため、以下の5つの視点で改正します。

- ① 古民家・廃校等の地域資源を活用した地域再生
- ② 農林水産業の持続的な発展
- ③ 地域の特性を生かした産業による成長発展
- ④ 子育て世代が働きやすい環境整備
- ⑤ 災害ハザードエリアにおける開発抑制

(2) 改正に伴い立地が見込まれる施設

- ① 古民家・廃校等を活用した店舗・宿泊施設
- ② 直売所・農家レストラン・観光農園
- ③ 地域経済を牽引する工場・物流施設、地場産業の工場を活用したレストラン等
- ④ 特別養護老人ホーム等に併設される当該従業員のための認可外保育施設

3. 施行日

令和2年4月1日